

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年3月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700975号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700247号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和61年12月29日から昭和62年1月1日に訂正し、昭和61年12月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和61年12月29日から昭和62年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和61年12月29日から昭和62年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年2月1日から同年1月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和62年1月1日から同年2月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和62年1月1日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年12月29日から昭和62年1月1日まで
② 昭和62年1月1日から同年2月1日まで

勤務していたA社から新設されたB社に転籍する際の厚生年金保険の記録がない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社における複数の同僚及び請求者が同社から転籍したC社の事業主の陳述並びに同僚から提出された給料支払明細書から判断すると、請求者は、請求期間①においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、A社における昭和61年11月の厚生年金保険の記録から、19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、昭和61年12月29日から昭和62年1月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述により、請求者がB社に昭和62年1月1日から継続して勤務していたことが認められ、同僚から提出された給料支払明細書により、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、B社における昭和62年2月の厚生年金保険の記録から、19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和62年1月1日から同年2月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和62年1月において、B社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、事業主から健康保険厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和62年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700512 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700248 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社又は B 社 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成 4 年 1 月 1 日まで

A 社又は B 社に勤務した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。

A 社又は B 社では制作部に所属し、版下 (印刷用原版) の作成業務を担当していたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に A 社又は B 社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録により、請求者は、B 社において、平成元年 8 月 21 日に被保険者資格を取得し、平成 4 年 1 月 20 日に離職していることが確認できる。

また、A 社の事業主は、A 社又は B 社に勤務した従業員の入社日、退職日、生年月日及び住所が記載された両社共通の一覧表を基に、請求者は、昭和 63 年 4 月 21 日に入社し、平成 4 年 1 月 20 日に退職したと回答していることから、請求者は、請求期間において A 社又は B 社のいずれかに勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録により、A 社は昭和 63 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間のうち、昭和 63 年 5 月から同年 8 月 31 日までの期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなかった期間であることが確認できる。

また、請求者が請求期間当時の同僚として名前を挙げた複数の者は、A 社及び B 社に係るオンライン記録では、厚生年金保険の被保険者であったことを確認することができず、請求期間当時の両社を知る複数の者は、請求期間当時の両社には厚生年金保険に加入していなかった従業員が多数存在していたと回答している。

さらに、請求者は、請求期間において D 健康保険組合の被保険者証を保有していたと主張しているところ、同健康保険組合は、A 社は同健康保険組合の適用事業所となっていないと回答している。

一方、B社は、平成8年2月27日付けでD健康保険組合に編入していることがオンライン記録により確認できるものの、同健康保険組合は、請求者は被保険者資格を取得していないと回答している。

加えて、請求者は請求期間に係る給与明細書を保有していない上、A社及びC社の事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の給与資料を保存していないことから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。